

長船荘デイサービスセンター料金表（1割負担）

R6.6.1 から適用

基本サービス費		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	2～3時間	272 円	311 円	351 円	392 円	432 円
	3～4時間	370 円	423 円	479 円	533 円	588 円
	4～5時間	388 円	444 円	502 円	560 円	617 円
	5～6時間	570 円	673 円	777 円	880 円	984 円
	6～7時間	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
	7～8時間	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円

9：15から16：30までのご利用は7～8時間の区分、

9：15から15：30までのご利用は6～7時間の区分になります。

加算	基本の加算	加算名	金額	単位	備考
		中重度者ケア体制加算	45 円	1日	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円		
		栄養アセスメント加算	50 円	1月	
		ADL維持等加算（Ⅰ）	30 円		
		科学的介護推進体制加算	40 円		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本サービス費+加算の1ヶ月総額）の9.2%			
	個別に算定	入浴介助加算（Ⅰ）	40 円	1日	入浴介助を行った場合
		個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 円		機能訓練を行った場合
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円	1月	
		認知症加算	60 円	1日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方のみ
		送迎減算	-47 円	片道	送迎を行わなかった場合
	上記以外の加算の算定や、算定される加算が変更になる際は、その旨文書等でご連絡差し上げます。				

食費（1食）		650 円	（おやつのみの場合 50 円）
その他	時間延長のご利用	300 円	（30分あたり） 朝は8:45から、夕は17:15まで。 それを超える延長は要相談。
	実施地域外地域への送迎	12 円	（1kmにつき）
	日常生活費 （おむつ・リハビリパンツ・パット 等）	実費	

参考：1回利用した時のお支払い概算金額

基本サービス費と基本の加算（日額のもの）、食費を算定した金額です。

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
時間数	6～7時間	1,492 円	1,607 円	1,723 円	1,838 円	1,955 円
	7～8時間	1,573 円	1,703 円	1,837 円	1,971 円	2,108 円

上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、国が定める公定価格です。

介護報酬告示額の変更又は介護給付費算定体制の変更等により、利用料が増減することがあります。

その場合には、その旨文書等でご連絡差し上げます。

長船荘デイサービスセンター料金表（2割負担）

R6.6.1 から適用

基本サービス費		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	2～3時間	544 円	622 円	702 円	784 円	864 円
	3～4時間	740 円	846 円	958 円	1,066 円	1,176 円
	4～5時間	776 円	888 円	1,004 円	1,120 円	1,234 円
	5～6時間	1,140 円	1,346 円	1,554 円	1,760 円	1,968 円
	6～7時間	1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
	7～8時間	1,316 円	1,554 円	1,800 円	2,046 円	2,296 円

9：15から16：30までのご利用は7～8時間の区分、

9：15から15：30までのご利用は6～7時間の区分になります。

加算	基本の加算	加算名	金額	単位	備考
		中重度者ケア体制加算	90 円	1日	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44 円		
		栄養アセスメント加算	100 円	1月	
		ADL維持等加算（Ⅰ）	60 円		
		科学的介護推進体制加算	80 円		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本サービス費+加算の1ヶ月総額）の9.2%			
	個別に算定	入浴介助加算（Ⅰ）	80 円	1日	入浴介助を行った場合
		個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	112 円		機能訓練を行った場合
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	40 円	1月	
		認知症加算	120 円	1日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方のみ
		送迎減算	-94 円	片道	送迎を行わなかった場合
	上記以外の加算の算定や、算定される加算が変更になる際は、その旨文書等でご連絡申し上げます。				

食費（1食）		650 円	（おやつみの場合 50 円）
その他	時間延長のご利用	300 円	（30分あたり） 朝は8:45から、夕は17:15まで。 それを超える延長は要相談。
	実施地域外地域への送迎	12 円	（1kmにつき）
	日常生活費 （おむつ・リハビリパンツ・パット 等）	実費	

参考：1回利用した時のお支払い概算金額

基本サービス費と基本の加算（日額のもの）、食費を算定した金額です。

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
時間数	6～7時間	2,334 円	2,563 円	2,797 円	3,026 円	3,260 円
	7～8時間	2,495 円	2,755 円	3,024 円	3,293 円	3,566 円

上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、国が定める公定価格です。

介護報酬告示額の変更又は介護給付費算定体制の変更等により、利用料が増減することがあります。

その場合には、その旨文書等でご連絡申し上げます。

長船荘デイサービスセンター料金表（3割負担）

R6.6.1 から適用

基本サービス費		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	2～3時間	816 円	933 円	1,053 円	1,176 円	1,296 円
	3～4時間	1,110 円	1,269 円	1,437 円	1,599 円	1,764 円
	4～5時間	1,164 円	1,332 円	1,506 円	1,680 円	1,851 円
	5～6時間	1,710 円	2,019 円	2,331 円	2,640 円	2,952 円
	6～7時間	1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円
	7～8時間	1,974 円	2,331 円	2,700 円	3,069 円	3,444 円

9：15から16：30までのご利用は7～8時間の区分、

9：15から15：30までのご利用は6～7時間の区分になります。

加算	基本の加算	加算名	金額	単位	備考
		中重度者ケア体制加算	135 円	1日	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66 円		
		栄養アセスメント加算	150 円	1月	
		ADL維持等加算（Ⅰ）	90 円		
		科学的介護推進体制加算	120 円		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本サービス費+加算の1ヶ月総額）の9.2%			
	個別に算定	入浴介助加算（Ⅰ）	120 円	1日	入浴介助を行った場合
		個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	168 円		機能訓練を行った場合
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	60 円	1月	
		認知症加算	180 円	1日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方のみ
		送迎減算	-141 円	片道	送迎を行わなかった場合
	上記以外の加算の算定や、算定される加算が変更になる際は、その旨文書等でご連絡差し上げます。				

食費（1食）		650 円	（おやつのみの場合 50 円）
その他	時間延長のご利用	300円	（30分あたり） 朝は8:45から、夕は17:15まで。 それを超える延長は要相談。
	実施地域外地域への送迎	12円	（1kmにつき）
	日常生活費 （おむつ・リハビリパンツ・パット 等）	実費	

参考：1回利用した時のお支払い概算金額

基本サービス費と基本の加算（日額のもの）、食費を算定した金額です。

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
時間数	6～7時間	3,176 円	3,520 円	3,870 円	4,214 円	4,565 円
	7～8時間	3,418 円	3,808 円	4,211 円	4,614 円	5,023 円

上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、国が定める公定価格です。

介護報酬告示額の変更又は介護給付費算定体制の変更等により、利用料が増減することがあります。

その場合には、その旨文書等でご連絡差し上げます。

長船荘デイサービスセンター料金表（非該当）

R6.6.1 から適用

※（予防）デイサービスご利用後に、介護保険非該当と判定された場合等

基本サービス費 (日額)		4,360 円	
加算 (月額)	加算名	金額	単位
	サービス提供体制強化加算 (I)	880 円	1月
	科学的介護推進体制加算	400 円	
	栄養アセスメント加算	500 円	
	送迎減算	-470 円	片道
	介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本サービス費+加算の1ヶ月総額) の9.2%	
	上記以外の加算が算定される場合や、職員の配置等によって算定される加算が変わる場合があります。		

食費 (1食)		650円	(おやつのみの場合 50円)
その他	実施地域外地域への送迎	12円	(1kmにつき)
	日常生活費 (おむつ・リハビリパンツ・パット 等)	実費	

※上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、国および市町村が定める公定価格を基準にしています。介護報酬告示額等の変更又は介護給付費算定体制の変更等により、利用料が増減することがあります。その場合には、その旨文書でご連絡差し上げます。